

平成29年11月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年11月10日 午後3時32分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成29年11月10日 午後6時28分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2) 欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 古賀市農業委員会新規就農申請者取扱基準に基づく新規就農者の認定について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第5号議案 非農地証明願について

午後3時32分開会

○事務局長（ 君） 現地確認大変お疲れさまでございました。

あわせまして農業委員会だよりの当選者への贈呈式、大変お疲れさまでございました。

ただいまより平成29年11月定例農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の議案は第1号議案から第5号議案までとなっております。慎重な審議をよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日の出席委員数を報告させていただきます。出席委員数は18名全員でございます。

農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、過半数の要件を満たしておりますことから、本総会は成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めていただくことになっております。

以後、議事進行については、 会長よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（ 君） こんにちは。

現地調査、大変御苦勞さまでございました。いろいろ問題もあると思いますが、慎重審議でお願いをしたいと思います。

また農繁期もほとんど稲刈りも終わったんじゃないかならうかと思ひます。まだ、これから先、また基盤整備地区は麦の作付等、春野菜に向けての作付も始まると思ひますが、寒くもなつてきますので、体に十分気をつけてもらつて農業に励んでもらつたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人を矢野委員さんと、中野晃委員さんでお願いいたします。

○議長（ 君） では、それでは、ただいまから平成29年度11月期の農業委員会定例総会を開催いたします。

まず、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号10から事務局お願ひいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、番号10について御説明いたします。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、 さん、年齢、35歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は約8年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻及び柑橘を作付していらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクターを1台、管理機を2台、動力噴霧器を1台、動力散布機を2台、草刈り機を3台、トラックを2台所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、粕屋北部消防本部、こちらの南側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する営農計画といたしましては、現在は田んぼとして水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万6,323.73平米でございますが、今回は同一世帯内での贈与でございますので、耕作面積の移動がありませんことから、同様に1万6,323.73平米であり、50a要件を満たしております。

あわせまして地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。

ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってよろしいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第1号議案の番号10に対して賛成されます方、挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

同じく第1号議案、番号11に対して事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号11について御説明をいたします。

今回の内容は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、 さん、年齢、63歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は約41年ほど伺っております。

現在の農業経営状況は水稻及び野菜を作付していらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、トラック、それぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地は、筵内にごございます大人峠集会所の北西に位置します丸囲み内斜線部2筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は畑として野菜を作付していらっしゃいますが、今後も同様に野菜を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万8,403.3平米で、今回の申請地4,204平米を合わせますと、3万2,607.3平米であり、50a要件を満たしております。

あわせまして地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございました。

ただいま事務局の説明終わりました。何かありましたら。

皆さん、ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらしてもらってようございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第1号議案の番号11に対して、賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

同じく第1号議案、番号12に対して事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） はい、それでは第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号12について御説明させていただきます。

今回の内容は、申請人が申請地を世帯内の贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢、28歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は約6年ほどと伺っております。

所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、トラックをそれぞれ各1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

今回の申請地は、国道3号線、花鶴丘入口交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する営農計画としましては、現在は田んぼとして水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、3万4,386平米で今回同一世帯内での贈与となりますので、耕作面積の移動はありませんことから、3万4,386平米であり、50a要件を満たしております。

あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらしてもらってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第1号議案の番号12に対して、賛成されます方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号13に対して事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号13について御説明いたします。

まず、申請人の御説明をする前に、今回、こちらのあっせんの経緯でございますけれども、平成29年5月期のあっせんの指名をさせていただきまして、委員さん2名を御指名させていただいたところでございますが、平成29年9月21日にあっせん協議会を開きまして、こちらの内容が整いましたことから、本件番号13が提出されたものとなっております。

それでは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は さん、年齢、80歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約62年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付していらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機、トラックをそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃいます。

続きまして位置図の御説明をさせていただきます。

議案書の6ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、古賀市立青柳小学校の北東に位置します丸囲み内斜線部4筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在は田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は、4万129.02平米で、今回の申請地2,839平米を合わせますと4万2,968.02平米であり、50a要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。

何かないですか。事務局いいですか。

 さん高齢ではあるけど、農業をされるということなんですけど、たまたまいろんな話を聞くと、かなり手入れが足りないという話も聞いていますから、特にあそこは青柳のメイン通りで

あると思いますので、メインの管理をうまくやってもらうように御指導のほうお願いしたいんですけど。

○係（ 君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

当然、3条でのあっせんの売買でございますので、農地として作付していくというのは当然の行為でございますけれども、最終的に許可証をお渡しする際に、きちんと管理、営農のほうをお願いしますということで許可証のほうをお渡しさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらしてもらってよろございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、1号議案の番号13に対しまして、賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について。

番号20からお願いいたします。

○係（ ） 第2号議案の議案審議に入ります前に、今回、第2号議案の番号20番に関係者が含まれますので、こちらの朗読終了後に一時退席をお願いしたいと思います。

 委員、1名でございます。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

〔議案朗読〕

○係（ ） では、 委員、一時退席をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ ） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号20について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で使用貸借契約を行い、自己用住宅を建築するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。

議案書の8ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、古賀市立小野公園の南西に位置します丸囲み内斜線部1筆であります。

次に、農地区分の御説明をいたします。

こちら、8ページの位置図でごらんいただきますと、申請地の北側及び西側につきましては、河川による分断、東側につきましては、広域農道よりさらに奥に広がります他地目による分断、南側には一部農地の広がりがございますが、段差による分断があり、約6.6haの広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。

議案書の9ページをごらんください。

今回の計画は自己用住宅建築に関する計画が示されております。

まず、乗入口につきましては、前面の西側道路1カ所からとなっており、駐車場2台、そして庭をつくる計画となっております。

また、申請地の周囲には、空洞ブロックをつく計画となっており、土砂等の流出がないような計画となっております。

なお、今回、上水につきましては、隣接地の■■■■さんの井戸から引き込んで利用することとなっております。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設け、暗渠を通じて西側の既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、污水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

污水及び雑排水につきましては、全面道路には集落排水管が通っておりませんことから、今回、合併浄化槽を設置し、雨水排水と同様に暗渠を通して西側の全面既設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明いたします。

議案書の10ページをごらんください。

切土及び盛土につきましては、まずA-A'断面において、最大29cmの切土、B-B'断面について最大30cmの切土及び9cmの盛土をし、水勾配を設ける計画となっております。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明いたします。

今回は、無条件承諾ということで、平成29年10月16日付の承諾書の提出がっております。

あわせて地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理してお

ります。説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、お願いいたします。

○委員（16番 君） この案件に関しては、10月16日に地元開発委員会が開かれまして、審議いたしました。

娘さん夫婦の分家住宅ということでございましたので、他に問題なく、無条件で許可し、署名、捺印いたしました。

どうか、皆さん、御審議よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、地元委員さんの説明終わりましたが、何か御質問がありましたら。

ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらしてもらってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、第2号議案、番号20に対して、賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、同じく第2号議案、番号21に対して事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号21について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で売買を行い、資材置場として利用する内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。

議案書の11ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道筑紫野古賀線、北筑昇華苑入口の北側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に農地区分の御説明をいたします。

位置図でごらんいただきますと、申請地の北側、南側、西側の一部につきましては、他地目、宅地による分断、東側につきましては県道筑紫野古賀線及び九州自動車道による分断、西側から南東にかけてでございますが、一部、農地の広がりがございますが、河川による分断があることから、約0.1haの広がりであり、第2種農地であると事務局では判断しております。

続きまして、計画図の御説明をさせていただきます。

議案書の12ページをごらんください。

今回の計画は、資材置き場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、県道側1カ所となっており、乗入口にはアスファルト舗装をし、他はバラス敷きとする計画となっております。

今回、13ページをごらんいただきますと、こちらには資材置場の利用と詳細が記載されておるところでございます。

まず、乗入口から南側につきましては、引き上げアルミ材置場、そして北側につきましてはアルミ加工残材置場、こういった利用をする計画となっており、まず南側には既設ブロック及びフェンスがございますが、残りの周囲につきましては新設のフェンスを設置し、また今回の申請地内にU字溝を設置する計画となっております。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、13ページをごらんいただきますとわかりやすいと思いますが、乗入口のアスファルト舗装をした部分、こちらの西側、河川側になりますが、こちらにV Sの250×300を設置いたしまして、また西側のフェンス沿い、こちらのほうに雨水枘を設けますので、その間にU字溝を設置する計画となっております。

また、西側のフェンス沿いにも新しくU字溝を設置いたしますので、こちらへ向けて水勾配を設け、集水し、最終的には北側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水等につきましては、今回が資材置場であることから原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。14ページをごらんください。

今回の計画でございますが、切土及び盛土につきましては、全体的にバラス敷きをする計画となっております。転圧をかけますけれども、切土及び盛土は原則発生いたしません。

最後に地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、大雨による水量の処理、被害が出ないようにということで、こちらの条件が付されまして、平成29年10月12日付で農区長及び行政区長の署名捺印をいただいております。

あわせまして地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で処理しており

ます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたので、地元の委員さんの 委員さん、御説明お願いたします。

○委員（12番 君） ただいま事務局から説明いただきました。

まず、10月12日に青柳区開発委員会で協議しております。

まず、土地の位置といきさつを説明しておきますと、二日市線の拡張工事をやっておりますが、そのときに周囲の農地は宅地に地目変更されておりますが、当地は田のままだったようです。

道路になった隣地、今の二日市線の場所になりますけれども、そちらの部分の残土、廃土が当地に置かれたような話を聞いております。

地元のほうとしては、地目が田のまま残っているということに気がつかなかった状況であります。

昨年の農地パトロールの資料で、そこが農地であることを認知しております。

ことしの夏、そこが整地されまして、夏、違反転用といいますか、その辺が解消されたというふうには私のほうは思っております。

ただし、農地として評価ができるかどうかということに関しましては、少し、私のほうの認識が甘かったとちょっと今思っておりますけど、反省しております。

それで、開発委員会のほうでは所有者の事情もありまして、止むなく先ほど説明がありましたように、条件付の承諾をしております。

土地の北西端の市道部分ですけども、その辺が従来より大雨のときに排水が不良抵抗になることがありますので、当開発によりさらにその市道に水があふれないようにということで検討して、整備するようというふうに条件を付けております。

それから、また、所有者の事情につきまして、私個人はちょっと十分に理解しておりませんので、事務局のほうで情報がありましたら、よろしく御紹介お願いたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけれど。

番号21に対して何かありましたら。何かないですかね。 委員。

○委員（10番 君） この案件は、違反転用ですよ。

古賀市内には違反転用がたくさん、まだあると思いますが、こういう事案が出るたびに農地として現状して、農地に戻すとか何とかいうのが、いつもその状況の中で出てきますけど、今回も

全く農地とは見られんような状況ですし、そしてまたこれを農地みたいに、仮に農地もどきに戻すと許可せざるを得ないような状況になってきますよね、今までの通例として。そもそもこういうのっていうのは、やっぱり真剣に取り組んでいかにゃいかん部分やないかと思うとですよ。

平成21年に農地法の改正をされて、その中でやっぱり罰則も強化された、その強化されたことに対してはやっぱり意味はあると思うんですよね。

県のほうも当然、その通知してですよ。勧告指導、そこらもしていかにゃいかん、そういうことができています。

要はこの古賀市の農業委員会のほうから、県のほうに違反転用に対して、こういう案件が違反転用っていう件があるっていうことを報告をしてあるんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） ただいまの委員の御質問に対して、お答えいたします。

基本的に違反転用につきましては、県にも農地法違反転用事務処理要領というのがございまして、新規に見つかった分についてはその手続に従って報告をしておるといふうなところになります。

過去から違反転用の状態であったものについては、県にもそういった状況はあるといふうなことで、協議はしておりますけれども、この手続に従ってその報告をしておるといふうな状況ではございません。

ただ、この報告をしないから、県のほうもじゃあ指導しないのかといふうなところにはならないと思いますし、古賀市内にもこれだけの違反転用の状況があつてるといふうなところの情報も伝えてあります。

ただ、県のほうも指導に対しては基本的にその手続に従ってやっていくといふうなところになりますけれども、まず原則は口頭の指導、口頭で指導して、なかなか改善が見られないというところであれば文書指導にいくといふうな形になっておりますけれども、なかなかほか、農林管内でもいろんな事案があつてるところで、県も当然、手続としては進めていくといふうなことは聞いておりますけれども、今のところは新規で報告が上がった件についてのみ指導がされておるといふうなところになっております。

以上です。

○議長（ 君） ようございますか。はい。

○委員（10番 君） 農地法の改正されて何年ですか。8年ぐらいになるんですよね。

通知とか、指導とか、勧告とか、当然8年の間には新しい法律がかわってから何かのアクションっていうのはあつとうとですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 県のほうとも、これだけ違反という状況になるっていうのは当然話していますけれども、実際、この手続に従った、例えば、文書指導の後は、県による勧告命令処分というところに進みますし、それ以降、解消されない場合は行政代執行なり、また刑事訴訟法の規定に基づくいろんな検討ということでは手続としてはなっておりますけれども、今、その福岡農林管内までの手続がされたというところは、まだそのときは聞いておりません。

あくまでもその口頭指導と文書指導というところで、それをもとに進めていくというところまで聞いております。

以上です。

○委員（10番 君） ということは、これ県の怠慢ということですかね。

最終的には、刑事訴訟までできるはずですよ。法律的にはそういうふうになつてくると思うんですが、そこまで今まで8年もたって、何もそういうのがなかったということは、県の怠慢、市とか、市でも農業委員会とかじゃないで、県の怠慢ということですかいね。

これは、法律が変わるということは、要はやり得とかそこらはなくしていこうと、下に任せて、いうのもなくさず評価されたと思うんですね。それに対して何もやってないというのは、これはおかしいんじゃないですかね。

それで、そういう案件に対して私たち農業委員会は、これを議論していかんにかいかん。

ちょっと理屈に合わんと思うとですけど。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 実際、この違反転用の案件については、指導なり、というところはまずその県のほうの説明では、まずこういう違反転用の状況が起きて、地元農業委員会としてもどういった指導をしてきておるのかという確認はあるところであります。

この案件についていつからこの違反状態だったかというところは、明確にはいつからかっていうところは確認はできておりませんが、昨年度の農地パトロールで地元農業委員さんが言われたとおりに確認をして、農業委員会のほうで決まっております文書での確認、今、どのようにしていくのかというふうな文書の通知はしておるところであります。

それを1つの指導というふうな形でもって、今、進めておまして、そういった農業委員会の指導の実績といいますか、そういったところでもって県に報告をしていくというふうな形にはなるかと思えます。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（10番 君） いずれにしても難しいことはさておいて、必ずこれその転用するときにはこういうふうな転用届を出すんですが、それまでの過程ですよ、転用が進めばそれは当

然違反転用をしておるところは減ってきますよ。

それで済ますということは、どうも納得できんとですよ。

こういう事案が生まれるたびに、本当に嫌な気分になるとですよ。

その前に、やはり違反した人が、何年からとか、そんなの関係ない、現在、やはり違反転用しとるところはそれなりにきちんとやっぱりしていかにゃいかにゃなかろうかと思えますけどね。

すぐにはできんと思えますけど、これ段階を終えてやるべきで、その段階もきちんと決めて、何年か後にはこうなるとりいうこういうビジョンを持ってやるべきじゃないですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） ただいまの委員さんの御指摘のとおり、この違反転用の解消っていうのは、なかなか、すぐに全てを解消というのは難しいところだと思います。

ただ、その農地利用部会でもこの件については農地パトロール後に報告をさせていただいておりますし、今後、どういった手続をしていけば解消していくのかというふうなところは日々協議をしておるところであります。

ただ、すぐに解消というところは難しいところにはなろうかと思えますけど、この転用することによって解消をするっていう部分もありますけども、本来であれば発見した時点で文書をお送りしてどういった形での解消が所有者の方とも話し合いをしながら進めていくのがいいかというふうなところは、少しでも改善していく必要があるのかなというところではあります。

ただ、その手続自体はきっちりと確かに定まっていないから、前に進まないんじゃないかというふうな御指摘はそのとおりかと思えます。

ただ、実際、その辺の手続をどういった形にして進めていくのがいいかというふうなところは、特に決まったものがあるわけではございませんので、その辺は今後とも農地利用部会のほうでも御意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（10番 君） 手続は決まっとっちゃないですか、一応の流れというのは、決まってないです。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 手続自体はこの辺の、先ほど言いました書類の要領には確かに決まっております。

ただ、過去にずっと違反状態であった分についての報告の仕方っていうところは、これがそのまま適応されるかどうかというところまでは、まだ県と、また協議が必要になってくるかなというところになります。

○委員（10番 [] 君） そもそもそういう解釈がおかしいんじゃないですか。

じゃあ、近年に違反したところはどう。それ以前から違反したところはまた別の考えをもってやらんにゃいかんとか、それはあり得んのじゃないですか、そういうの。区別せにゃいかんわけですか、そういうのは。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係長（ [] ） 県のほうは、農業委員会、過去の件については農業委員会、どういうふうな指導をしてきたのかということも1つ言われているところではあります。

ただ、いつからの時点で、手続どおりにしていけるのか、じゃあいつから前の分はだめだというふうなところは特に決まっていらないと思いますので、農業委員会、どういうふうな指導をしてきたのかということを中心にこの手続に載せられるかどうかということになってこようかと思っておりますので、その指導をしてきたということの実績があれば県のほうに報告はできようかなということにはなりません。

○委員（10番 [] 君） それは農業委員会、あるいはその市が指導していかんにゃいかん部分なんですか。

これは最終的に県がしていかにゃいかん部分でしょ。

これ、報告は当然しているんでしょ。過去の分も。

してないんですかね。

○係長（ [] ） 過去の分について、正式に文書で報告というふうな形はとっておりません。

市内に何筆、何ha、面積自体は報告はしていますが、正式にそういった報告はしておりません。

○委員（10番 [] 君） ということは、以前のもやれるということですか。そういう解釈になるんじゃないですか。

○議長（ [] 君） 事務局。

○係長（ [] ） ただ、以前の分もそういった農業委員会でどういうふうな指導をしてきたというところが、やはり県としては確認をやっぱりしてくるところがありますので、そういったところはまずこういうふうな文書で指導してきておるといふふうなところでもって報告をするような形になろうかと思っています。

○委員（10番 [] 君） それは市とか、農業委員が指導をしなさいということになるとですかね。報告しなさいと、指導しなさいとは違いますけど、指導しなさいということになるとですか。

○係長（ [] 君） まず農業委員会のほうで現地を調査をして、農地パトロールとか何なり

で現地調査をして、そういう状況であればその状況を確認して報告をするというふうな形になりますけども、それはあくまでも新規に発見をした分であって、過去の分についてはその文書指導なり、そういった指導をしておるといところが問われておるといところになります。

○委員（10番 ■■■■■君） こういう議論をしようとしても、結論出らんのですけど。

要は、過去の分がやり得とかいうことのないように、やはり同じレベルで、違反転用は違反転用ですよ。厳しくしていかなと。厳しくするために法律が変わるとるんやからやっぱり厳しくしていかなといけんじゃないですかね。

普通に何もせずに、きちんとしている人に対しても、これはやはりそういう私たち農業委員会もそうですけど、市のほうも見過ごしたらいかんと思いますよ。

今の先ほどの案件に絡んでそういう形になりましたからあれですけど、今回の案件の農地に現状復旧してないです。

今日見たとおり石はある、砂利はある、自分が必要に応じたときに転用をすると、これ、黙って、はい、そうですかというわけにはいかんじゃないですかね。

○係長 ■■■■■君） 過去の分がどういった指導ができるのかというふうなところは当然そのままいいということではございません。

ただ、今までどういった指導を農業委員会としてきておるのかというところが1つ問われておるところでありますので、まずは、その辺を取り組んでいくというところになるかと思えます。

ただ、こういった転用があったからじゃあ解消されたからそれでいいというわけでは決してありませんし、文書で今所有者の方にこの調査を確認しておるところでも、罰則規定なり、何なりを、内容を所有者のほうに確認していただくというふうな形にはなっております。

あともう1つ、原状回復のところのお話なんですけども、これにつきましても明確に違反状態からこういうふうに解消すればいいというふうな決まりっていうのはございません。

ただ、農地に当然戻してからの転用というところには当然なろうかと思うんですけれども、それは当然、相談があったときに、そういった事務局からも当然申請者のほうには話をしていますし、そういう状況でもって申請を受けつけるというふうな形にはなっておりますけれども、今回この件に関しましては、所有者の方の御事情等もございませうこともございませうし、そういった状況の中で今の現状の状況になっておるといふうなところになります。

ただ、この原状回復の基準についても、やっぱりある程度のものがやっぱりないとなかなか今後もこういった状況が起こり得るといふうなところもありますので、その辺については県のほうにもこういった状況もあるといったところで報告をしながら、何らかの対策なり、何なりが打てないかというふうなところは引き続き検討をしていく必要はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（ 君） はい、 委員。

○委員（15番 君） まず、こういった違反転用をしないと、さらに今回、転用許可申請を出すと、何のための法律なのかというたら、結局法律は無視していいというような状況になってくるわけですね。

先ほど、県の対応というお話がありましたけども、県が例えばこういう違反転用の内容を正式に手続してやろうとすれば、ものすごいエネルギーかかるし、ものすごい人間がかかるわけです。ですから、県としても結局は対応できないというのが現状だと思います。

じゃあ、県に頼ることは基本的にできないということだろうと思うんですね、現状として。

市として結局じゃあどうするのかと、違反したものが勝ちだというのが現状でいいのかということですね。

決してそうじゃないと、でも、市独自に縛りをつくるということしかないと思うんですね。

例えばですよ。今回の場合は、明らかに残土を持ってきて、石がごろごろ、あるいはいろいろな不純物が入っていましたように、あれで耕作できるはずがないんですね。ですから、正式に耕作をしてもらおうと、例えばそういうような数年間でもいいから耕作をしてくださいっていうような、そういった縛りかなんかを市独自につくらないと、もう毎回同じことの繰り返しになると思うんですね。

その辺のところをもう少し、それをもうそろそろ古賀市独自のものをつくる必要があるんじゃないかというふうに思いますがいかがですか。

○議長（ 君） 事務局何かありますか。事務局。

○事務局長（ 君） 本件に関して、 委員・ 委員からいただきました意見は事務局として答弁することがなかなか難しい、本当に当たり前の御質問だったというふうに私は受けとめております。

ちょっとさかのぼってお話をさせていただきます。

平成21年農地法が五十数年ぶりに大改革だったんですね。目的は2つです。

優良農地確保、違反転用の強化、これが非常に大きなテーマでございました。

要は、優良農地を確保していくために、そこには耕作放棄地の解消であるとか、違反転用したものに対しては罰則規定をさらに強化するというふうなことが明記されて、今まさに全国の農業委員会、農地法を運用する行政機関、これに基づいてやれというのか、法の趣旨っていうか、そのとおりでございます。 委員おっしゃるとおりであります。

そういった中で、今、係長答弁させていただいた内容を皆さん方聞いていただきますと、それが今の現状でございます。

ただ、いろんなルール、 委員からも御指摘ございましたけども、そういったルールもない、

じゃあ農地に復元しなさいという着地点も明確になっていない、かといって法律の話を見せていただきますと都道府県知事が実務者になります。

古賀市の農業委員会は何をするかという、違反転用、農地パトロール、あるいは皆さん方の日ごろの農作業の中、あるいは毎月1回農業委員会で現地確認をする際に発見しました、いろんなパターンで発見すると思うんですね。そういったことを受けて、古賀市農業委員会総会にかけまして、農地法第51条の違反転用にかかる、福岡県への情報提供についてという次第になるかどうかというのは抜きにして、総会で可決をし、都道府県知事に報告をするというふうなのがこの農地法第51条の実務の始まるきっかけっていうか、そういったことになろうかというふうに、事務局としては認識をしております。

一応、その古賀市の農業委員会、あるいは市、都道府県が怠慢かという、全てそうだというふうに思っております。

議事録に納めなければならぬ発言かどうかというところはあるんですけども、やはり違反転用を解消するということになると、非常に事務量も、人件費もいろんな形にかかるわけでございます。

最後の最後、裁判というふうな形になりますと、またさらにということでございます。

先ほどちょっと係長答弁したことに対して、ちょっと過去の話だったので私が担当係長のときに1件だけございました。

やはり農業委員の皆さん方からこの、同じような意見があったわけです。

このまま放置しとっていいのだろうかというふうな議論です。

やった者勝ちかという議論もありました。

そこで、農地パトロールをして、農業委員会総会にかけて、可決をして、都道府県知事に報告をしようというところまではスムーズにいきました。

ところが、そこからの事務はある意味福岡県に委ねるわけでございます。そこからはなかなか進まずに、結果的に古賀市農業委員会で何とか指導してくれとかいうふうな、古賀市農業委員会に対して投げたボールが戻ってくるというふうな、イメージ的にはそういった形で結果的には何も解消されなかったというふうに私は記憶をしておるところでございます。

古賀市農業委員会で新たなルールをつくるっていうところの動きを、若干事務局のほうでも進めております。

こういった事案は、各、今のところ福岡県内なんですけど、各農業委員会の中でも同じように議論されて、同じように悩まれているというふうに私推測をしておるところでございますので、どういふふうなルールづくりをされているかということの情報収集に今取り組んでいるところでございます。

やはり、古賀市農業委員会単体であるということよりも、例えば、よく事務局のほうにもあるんですけども、ここの農業委員会はよかったのに、何で古賀市農業委員会は厳しいのということであつつかれる可能性もございます。

あるいは福岡県がいろいろ言ってきたからというようなこともございます。

したがって、せっかく、糟屋地区、あるいは北筑前支部、■■■■会長におかれまして常設委員会の委員でもありますことから、そういった広域的に取り組むを進めていく必要があるかというふうに思います。

いずれにしても法律の実務者は福岡県知事になっておりますことから、県を必ず巻き込んでいかなければなりません。そのための素案づくりと申しますか、古賀市農業委員会として、こういった事案を今後増やさないためにある一定のルールを糟屋地区、あるいは北筑前地区で共有しながら、同時にやっていく必要、そういった形にしないとなかなかうまくいかないような気がしています。

そういった研究を今始めているところでございますので、そのようなルールづくりっていうのは当然必要になってくよるかというふうに思っておるところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただ、皆さんもいろいろ今度違反転用の問題いろいろあると思いますが、ここで一旦休憩にいたしますので、忌憚ない意見で、議論してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

午後4時33分休憩

.....

午後5時58分再開

○議長（■■■■君） では、再開します。

第2号議案の審議番号21の案件に関して、本申請について違反点を是正し、追認転用の願いをしたいという内容の趣旨であるが、審議の中に農地法第51条に記載されている必要の限度を満たしていないと古賀市農業委員会は判断し、継続審議といたします。このことについて賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（■■■■君） 賛成されました。継続審議といたします。

続きまして、同じ第2号議案、番号22、事務局をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■） それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号22について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、申請地を売買し、売買にて所有権を移転し、貸駐車場として利用するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。今回の申請地は、古賀市の筵内でございます古賀清掃工場の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆であります。

次に、農地区分の御説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、申請地の北側、東側、西側は、他地目による分断、南側は段差による分断があり、申請地のみの農地の広がりであることから、2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の16ページをごらんください。今回の計画は、貸駐車場に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、北側の県道1カ所となっており、貸駐車場については、切り込み砕石及び転圧をかける計画となっております。なお、現在、一部既設フェンスがございますが、境界にはブロックをつく計画となっております。

次に、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。議案書の17ページをごらんください。まず、雨水につきましては、水勾配を設け、中央部及び乗入口に横断側溝を設け、県道の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水につきましては、今回、貸駐車場であるため、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。先ほど少し申し上げましたが、今回はバラス敷きとして転圧をかける計画でございますので、切土及び盛土については発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は条件付承諾ということで、4点の条件が付されております。1、近隣農地に被害を及ぼすようなことは絶対にしないこと、2、万が一、被害または問題等が生じた場合は誠実に対応し、申請者が責任を持って解決して他に迷惑をかけないこと、3、転用農地の南側の水路に土砂等が流出した際は、申請者が責任を持って除去すること、4、土砂等が流出しないように丁寧な作業をすること、以上、4点の条件を付されまして、平成29年10月23日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、受理しております。

最後に、本件につきましては、事前に仮登記があったことから勘違いをしまして転用していた、違反転用になっていたという経緯がございましたので、今回始末書の提出がっております。よって、今から始末書を読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○係（██████） 以上の内容で、今回の申請者から始末書の提出がなされております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（██████君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元の██████委員から御説明をお願いします。

○委員（6番 ███████君） █████の農業委員でございますが、この案件につきまして、9月、10月と2回にわたりまして審議いたし、先ほど読まれました始末書、それから筵内地区、それから行政に対しての念書、4項目の条件付ということで審議をさせていただき、土砂の流出、特に筵内の水路、生命線でございますので、南側斜面にはブロックを置くというような条件で許可をいたしました。

以上でございます。

○議長（██████君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりました。何か御意見ありましたら、どうぞ。

○委員（15番 ███████君） これはちょっと事務局のほうにお聞きしたいんですけども、転用目的が貸駐車場ということなんですけども、これ、もし借り手の需要がなくて、貸駐車場じゃない目的で使った場合にどうなるのかということです。

○議長（██████君） 事務局。

○係（██████） ただいまの委員の御質問にちょっと補足を加えながら御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の申請人は個人の名前になっておりますが、今までこちらを使っていた会社については██████という業者でございます。今回、こちらの██████さんが██████の代表者でございますので、██████さんのほうから██████に対して駐車場を貸し付けるといった内容でございますので、今回、駐車場として利用するのは██████の社員の駐車場及び中古車売り場となっておりますので、こちらについての貸駐車場ということで契約書の案が示されておるところでございます。

よって、今回の申請については相手方が特定されている内容となっており、そういった観点から、きちんと何台について貸駐車場として利用するという内容で契約書の案が示されておることから、こちら以外への貸し付けがないものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（██████君） ようございますか。

○委員（15番 ███████君） ということは貸駐車場プラス、何て言いますか、（「中古車置き場」と呼ぶ者あり）中古車置き場、両方ですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） こちらの申請の転用目的の内容につきまして、中古車でございますが、置くというところで、申請内容をどのように記載するのかということをおと協議いたしまして、こちらは貸駐車場もしくは貸資材置場、車を資材として考えるのであれば資材置場というような指導がございましたので、最終的に申請者と協議した結果、貸駐車場でということの内容でございますが、今、委員御指摘のとおり、内容といたしましては、通常、従業員さんが乗られる車プラス、資材としての車という認識で相違ないと考えております。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。

○委員（10番 君） これも違反転用ですよ。現地見まして、今までああいう、あるいは原状回復といえるかどうかという一つ疑問がありますし、今までのことからしたらよしとせないかんのかもしれませんけど、ちょっとやっぱり何か残るものがありますね、これは。

そして、地元の開発委員会から幾つか条件が出ていますけど、これについては、その覚書ですか、何か書面をもって約束ごとをすると。

○委員（6番 君） 公正役場の証書じゃないですけど、念書として筈内区というのに、農区に入っております。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。——なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、第2号議案の番号22に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長（ 君） では、続きまして、第3号議案古賀市農業委員会新規就農申請者取扱に基づく新規就農者の認定について、事務局お願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、3号議案について御説明いたします。

さきにお配りしてあります資料1をごらんください。

平成29年10月25日に申請人であります さんのほうから新規就農申請書が提出が
あっております。

さんについて御説明いたします。年齢38歳、世帯構成につきましては、奥さんとお

子さんが2名いらっしゃいます。勤め先につきましては、トータルクリーンサポートということで、御自身で経営されております。草刈りやクリーニングを行っております。

続いて、2ページから3ページにつきましては、新規就農計画になっております。

農業形態につきましては露地野菜、就農予定地につきましては筵内と久保を予定しております。就農規模につきましては5,467平米、就農時期につきましては平成30年1月を予定しております。

作付作物につきましては、スイートコーン、ブロッコリー、ケール、キャベツ、レタスを予定しております。

所得目標につきましては152万円、農業労働力につきましては奥さんで、研修先につきましては、 さんのところに研修をしております、葉茎菜類栽培の技術取得ということで、平成29年4月から現在も研修中であります。

3ページ、農業用車両につきましては、軽トラ1台と軽バンが1台、農業用機械につきましては、トラクター、動力噴霧器、管理機、こちらは全て借用となっております。ハウス等の施設関係につきましては、現在ありません。

農産物の販路等につきましては、JA粕屋とイオンモールに出荷予定としております。

10年後の目標としましては、農業経営規模の拡大といたしまして、法人化を目指しているところであります。機械及び農業用施設の整備につきましては、ハウスを建築予定としております。その他としましては、雇用、労働力の確保に努めたいと計画しております。

4ページ、こちらは資金計画になります。資金計画につきましては、御自読よろしくお願いたします。

以上、3号議案についての説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたが、何かありましたら。——それでは、採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

3号議案について、賛成されます方は挙手でお願いたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） では、続きまして、第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明をお願いいたします。

○農政係（ ） 第4号議案の朗読の前に、今回、 と 委員が関係者に当たりますことから、議案朗読後に一時退席をお願いいたします。また、西会長が一時退席されますの

で、その後の進行につきましては[]副会長、よろしくお願ひいたします。

〔議案朗読〕

○議長（[]君） それでは、一時退席をお願ひいたします。

〔[]会長、[]委員 退席〕

○農政係（[]） 第4号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

それでは、20ページをごらんください。左上に平成29年度第7号と書かれております。

今回、新規で9件、更新で1件の利用権設定の申し出があり、新規9件のうち1件は裏作の期間借地と1件が解除条件付の申し出となっております。

それぞれの申し出について御説明いたします。21ページをごらんください。

整理番号17、貸し手、[]、古賀市小山田在住、借り手、農事組合法人[]代表理事[]、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、小山田の字恵内作の田んぼ1筆、496平米です。平成30年1月1日から平成35年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、21ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号18、貸し手、[]、古賀市小山田在住、借り手、農事組合法人[]代表理事[]、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、小山田の一時利用地、こちらは小野南部区画整理地内の筆となっております、の田2筆、合計5,604平米です。平成29年11月1日から平成35年12月末まで7年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号19、貸し手、[]、古賀市谷山在住、借り手、農事組合法人[]代表理事[]、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、谷山の一時利用地の1筆、合計4,123平米です。平成29年11月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号20、貸し手、[]、古賀市在住、借り手、農事組合法人[]代表理事[]、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、川原の字原の田んぼ3筆、畑1筆、合計2,685平米です。平成29年11月1日から平成34年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号21、貸し手、[REDACTED]、古賀市筵内在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、筵内の字大門の畑1筆、合計1,227平米です。平成30年1月1日から平成31年12月末まで2年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、25ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号22、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、薦野の字下原の田1筆、合計1,236平米です。平成29年11月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号23、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住、借り手、[REDACTED]、古賀市筵内在住。利用権設定をする土地は、薦野の字原の畑2筆、字御林の田んぼ3筆、字石原の畑2筆、字岸田の畑3筆、合計9,240平米です。平成30年1月31日から平成35年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号24、こちらが第3号議案で上がりました新規就農者の案件になります。貸し手、[REDACTED]、古賀市筵内在住、借り手、[REDACTED]、古賀市舞の里在住。利用権設定をする土地は、筵内の字走り下の田んぼ6筆、合計5,467平米です。平成30年1月1日から平成30年12月末まで1年間の解除条件付の貸し借りとなっております。

今回、[REDACTED]さんは自営業を経営されており、作業に常時従事することが難しいことから、解除条件付の申し出として申請を受理しております。その解除条件を付した誓約書の提出がっておりますので読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○農政係（[REDACTED]） 借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、28ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号25、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、農事組合法人[REDACTED]代表理事[REDACTED]、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、薬王寺の一時利用地の田んぼ1筆、2,638平米です。平成29年10月16日から平成35年6月15日まで5年8カ月の期間借地となっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、29ページの記載のとおりとなっております。

整理番号26につきましては、更新のため、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定及び変更の利用権設定については、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、どな

たか質問はないでしょうか。——ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を行います。第4号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の決定について、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手15/15名〕

○議長（ 君） 全員賛成ということで、可決されました。ありがとうございました。

〔 会長、 委員 着席〕

○議長（ 君） 続きまして、第6号議案非農地証明願について、整理番号5番、事務局説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第5号議案の番号5について御説明させていただきます。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。

申請人及び申請地の詳細につきましては、先ほど朗読のとおりでございます。

では、今回の申請の非農地証明願の申請に至る経緯について御説明をさせていただきたいと思っております。位置図の32ページをごらんいただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

今回の申請地、2筆でございますが、こちらにつきましては、過去に宿舎として利用していた納屋が昭和33年から建築されており、そのまま利用しておりました。なお、今回、お住まいの居宅、母屋でございますが、こちらも大半につきましては、以前より地目が宅地でございますが、一部増築した部分、それと今回申請がっております納屋の部分、こちらについては地目が畑のままであり、そのまま利用されておりました。相続を受けた際にも、課税が宅地として課税されていたことからそのまま気づかず、現在の状況になっております。今回、申請者の娘さんの分家住宅の建築を計画しており、業者も交えて調べたところ、地目が農地であることがわかりましたことから農業委員会事務局へ相談があり、今回の非農地証明の申請になりました。

では、位置図の御説明をいたします。今回の申請地でございますが、先ほど現地確認をしていただきましたとおり、国道3号線高田交差点の東側に位置します地図上丸囲み内2筆でございます。

続きまして、交付基準について御説明をさせていただきますので、33ページから34ページの検討内容一覧表をごらんいただきながら、順に確認をしていきたいと思っております。

項目の1番、住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過していることとございますが、増築部分につきましては平成元年の増築、また、納屋につきましては昭和33年か

ら建っておりますことから、それぞれ20年を経過しており、「適」としております。

2番、住宅等の進入道路、その他生活上不可欠な道路敷として利用され、とございますが、現在の納屋の部分が駐車場でございます、乗り入れに必要不可欠でございます。また、20年以上経過しておりますことから、「適」としております。

3番につきましては、市街化区域内農地ではございませんので、「検討外」としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分、または違反転用の指導を受けておりませんことから、「適」としております。

5番、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内ではございませんことから、「適」としております。

6番、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象農地ではありませんことから、「適」としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではありませんことから、「適」としております。

8番、集団性のある優良農地内ではないことから、「適」としております。

9番、自然災害による被災土地ではございませんので、「検討外」としております。

10番、20年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上、特に支障がないと認められる土地であることから、「適」としております。

11番、農地法第30条第3項の規定による指導を農業委員会より受けておりませんことから、「適」としております。

34ページをごらんください。

12番、他の法令等との調整の見込みがあることから、「適」としております。

13番、その他、農業委員会が特に必要と認めたものではないことから、「検討外」としております。

次に、地元における現地確認書でございますが、平成29年10月23日付で、地元農業委員さん及び農区長さんの署名捺印をいただいております。

なお、地目変更後の申請地の利用方法としましては、地目を宅地に変更し、分家住宅の建築を行いたいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

〔朗読〕

○係（ ）との内容で、申請者より顛末書が提出されております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君）ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの■■■■さん、説明をお願いします。

○委員（４番 ■■■■君） 詳細につきましては、ただいま事務局のほうから説明があったところでございます。本件につきましては、平成２９年１０月２３日に農区長と現地で確認をいたしました。昭和３３年より宅地として利用されております。周辺の営農に支障がないことを確認、判断いたしまして、署名捺印をいたしました。

以上、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけれども、何か御意見ありましたら。——ないようでしたら採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、第５号議案に賛成されます方は、挙手。

〔賛成者挙手１７／１７名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成、ありがとうございます。

これで議案書を終了いたします。お疲れさまでした。

午後６時２８分閉会
